

学校法人産業医科大学利益相反管理規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）の行う産学連携活動に伴い発生する利益相反を適切に管理することにより、学校法人の行う産学連携活動を健全かつ活発に推進するとともに、学校法人及び教職員等の社会的信用及び名誉を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「利益相反」とは、教職員等が産学連携活動に伴って得る利益又は産学連携活動により学外機関に対して負う責務を、教育、研究、診療等の責務及び職員としての社会的責任より優先している状況をいう。

2 この規程において「管理すべき利益相反」とは、前項に掲げる利益相反の状況が、学校法人の社会的信用及び名誉を許容できない範囲で損なうと判断される状況をいい、この場合の判断の基準は、次に掲げる指針による。

(1) 教職員等が、教育、研究、診療等の学校法人の業務よりも、学外機関又は個人的な利益を優先させていると客観的に判断されるか否か。

(2) 教職員等が、個人的利益の有無にかかわらず、教育、研究、診療等の学校法人の業務遂行よりも学外機関との諸活動を優先させていると客観的に判断されるか否か。

(3) 教職員等が、研究の公共性、社会性等より学外機関又は個人の利益を著しく優先していると客観的に判断されるか否か。

(4) 学校法人及び教職員等が産学連携活動により得られた利益が、社会通念からみて不当に高いと客観的に判断されるか否か。

3 前項において「利益」とは、金銭、株式等の経済的利益及び教育、研究、診療等の諸活動における便益の供与等をいう。

4 この規程において「教職員等」とは、産業医科大学知的財産管理規程（平成18年規程第10号）第2条第5項に規定する者をいう。

5 この規程において「学外機関」とは、企業、病院、大学等の組織又は団体若しくは学校法人と利害関係のある個人をいう。

6 この規程において「産学連携活動」とは、学外機関と学校法人又は教職員等個人とが連携して行う共同研究、受託研究、寄附等による教育、研究、診療等の諸活動及びその結果又はその過程で生じた成果等の知的財産を利益発生のために活用する行為をいう。

(利益相反委員会)

第2条の2 教職員等が行う産学連携活動を適切に推進するため、産学連携・知的財産本部（以下「知的財産本部」という。）に産業医科大学利益相反委員会（以下「利益相反委員会」という。）を置く。

2 利益相反委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は、利益相反に該当する事例が発生又は発生が予測され、かつ当該事例が学校法人の活動に悪影響を与えられるときは、利益相反委員会に当該事例を報告しなければならない。

2 教職員等は、利益相反委員会が実施する利益相反に関する調査に協力するものとする。

(利益相反管理体制)

第4条 前条第1項に規定するとき、又はその他利益相反が発生若しくは発生が予測されるときは、利益相反委員会は第2条第2項各号に掲げる指針により当該事例について審査する。

2 前項の審査に当たり、利益相反委員会は外部の有識者の意見を聴くことができる。

3 利益相反委員会は、第1項の審査結果を学長及び理事長へ報告し、理事長は、学長と協議し、当該事例が管理すべき利益相反であると認めた場合は、当該事項に関係する教職員等（以下「関係者」という。）に利益相反に関する勧告等を行うことがある。

4 利益相反委員会は、前項に規定する勧告等が履行されているか、関係者に経過報告の提出を求めることができる。

5 利益相反委員会は、関係者に対して、審査のために必要な情報（関係者、その家族、その親族等の株式等資産の所有状況、職歴、現在及び過去の研究内容等）の開示を求めることができる。

6 利益相反委員会は、前項に規定する情報の開示を求めるときは、関係者へ当該情報の利用目的及び管理方法を示すものとする。

7 利益相反委員会は、前項の規定により開示された情報は第1項に規定する審査の目的以外には使用してはならない。

8 第1項に規定する審査に当たっては、関係者のプライバシーを十分に配慮するとともに、開示された情報は厳重に管理しなければならない。

9 利益相反委員会は、第1項に規定する審査に当たり、必要と認める者の意見を聴くことができる。

(異議の申出)

第5条 関係者は、前条第3項に規定する勧告等に異議があるときは、利益相反委員会を經由して学

長に異議の申出をすることができる。

2 利益相反委員会は、前項の異議の申出がされたときは、速やかに再審査し、審議結果を学長及び理事長に報告するものとする。

3 理事長は、前項の審議結果の報告を受けたときは、学長と協議し、異議申請に対して裁定を行い、その裁定結果を文書にて利益相反委員会から関係者へ通知するものとする。

(情報公開)

第6条 学校法人は、社会に対する説明責任を果たすため及び産学連携を健全に推進するため、管理すべき利益相反の事例の情報を学外に公表することができる。

2 学校法人は、前項の公表をするときは、関係者の個人情報を保護しなければならない。

(利益相反の周知)

第7条 知的財産本部は、教職員等に対して、利益相反について具体的事例とともに、その概念、管理方法等を研修等の手段により周知しなければならない。

(補則)

第8条 利益相反に関する相談、問合せの窓口は、大学事務部研究支援課とする。

第9条 この規程に定めるもののほか、利益相反管理に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規程第16号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月30日規程第18号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日規程第8号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。